

**周防大島町職員措置請求
(住民監査請求)**

地方自治法第242条第5項の規定により、令和7年12月17日に提出された周防大島町職員措置請求（周防大島町病院事業局が令和6年度に国債を売却したことに基づく損失に関して責任を有する者に対し病院事業局の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める住民監査請求）について監査を行い、監査委員の合議（令和8年2月12日通知）により、請求人の主張は理由がないことから棄却となりました。

問い合わせ

監査委員事務局
☎0820(74) 1003

**国民健康保険に加入の皆さん
特定健診を受けましょう**

●特定健診は無料で受けられます

生活習慣病につながるメタボリックシンドロームの早期

発見と、自分の健康状態を知るために、1年に1回は特定健診を受けましょう。

対象者には4月初旬に「特定健診の意向調査のご案内」をお送りしていますので、お早めにご回答をお願いします。 ※病院で治療中の人も特定健診の対象です。

検査内容

身体測定、腹囲測定、血圧測定、血液検査、尿検査（推定食塩摂取量を含む）、心電図 等

●人間ドックを受診する人には費用の3割があります

検査内容

身体測定、血圧測定、便検査、血液検査、尿検査、視力・眼底検査、聴力検査、心電図、腹部エコー、胸部X線、胃力メラまたは胃透視検査 等

助成を受けるためには条件がありますので、意向調査のご案内でお送りしたチラシまたはホームページをご確認ください。

問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎0820(73) 5502

**道路や水路の適正な管理
にご協力をお願いします**

道路や水路は、地域の皆さんが安全に利用するための公共の施設です。これらに無許可で個人のを設置することや、私的に使用することは不法占用となります。

不法占用物件を設置する

とは、道路においては、人や車両の通行を妨げ、交通事故の原因となり、水路においては、増水時に流れを阻害し、甚大な被害が生じる可能性があります。

速やかに撤去をしていただく

か、役場施設整備課に申請のうえ、許可を受けていただきますようお願いいたします。

なお、安全面等に支障をきたすような場合は、許可できないことがあります。

不法占用となり得るもの

道路：段差解消のためのブロック、鉄板、ステップ、置石等

水路：敷地乗り入れのための橋、鉄板、取水施設等

問い合わせ

施設整備課 土木建設班
☎0820(79) 1005

**松山行フェリー往復運賃
の割引を実施しています**

周防大島松山フェリー(株)町からの補助金を受けて、伊保田港と三津浜港航路におけるフェリー往復運賃の割引を実施しています。

実施期間

4月1日～

令和9年3月31日

割引内容

・往復割引旅客運賃

大人 2570円

(割引前の料金4890円)

子供 1290円

(割引前の料金2460円)

・往復割引車両同乗者運賃

大人 2570円

(割引前の料金4180円)

子供 1290円

(割引前の料金2090円)

(1)伊保田港発三津浜港着フェリー

・対象者

町民（マイナンバーカード等住所が確認できるものが必要）

(2)三津浜港発伊保田港着フェリー

・対象者

町民以外の人で、町内で1000円以上の消費（買い

物・食事等）をした人。

また、実施期間中、町民の人により会社独自の割引制度として伊保田港発三津浜港着フェリーの往復車両運賃の割引も実施しています。

・運賃料金表

車両区分	割引前料金	割引後料金
3m未満	12,350円	6,500円
4m未満	15,200円	7,700円
5m未満	17,860円	8,800円
6m未満	19,570円	9,900円

※詳細は町ホームページをご覧ください。



ホームページ

問い合わせ

周防大島松山フェリー(株)
☎0820(75) 1575